

4. 騒音・振動

(1) 環境騒音

①環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として表4-1のように定められています。

表4-1 環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、道路に面する地域については、表4-1によらず表4-2の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表4-2 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、表４－２にかかわらず、特例として表４－３の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表４－３ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

②環境騒音調査結果

平成29年度は、市内13地点で昼間と夜間で環境騒音を測定し、その結果、過去5年間と同様に、すべての時間帯及びすべての地点において環境基準を満足しました。

図4-2 騒音の影響例



三重の環境「工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」から抜粋

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12141014719.htm>

(2) 道路交通振動

①道路交通振動の限度

道路交通振動とは、自動車道路を通行することに伴い発生する振動のことであり、振動規制法において表４－４のとおりその限度が定められています。道路交通振動が限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。

表４－４ 道路交通新道の限度

地域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第１種区域	６５デシベル	６０デシベル
第２種区域	７０デシベル	６５デシベル

(注) １ 第１種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

２ 第２種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

３ 昼間：午前８時から午後７時まで

夜間：午後７時から翌日午前８時まで

②道路交通振動調査結果

平成２９年度は、市内９地点で昼間と夜間で道路交通振動を測定し、その結果、各時間帯ともにすべての測定地点において環境基準を満足しました。これにより、亀山市における振動の計測結果は、過去５年間連続で、全ての地点で環境基準に適合していました。

なお、振動の影響例を図４－３に示します。

図4-3 振動の影響例



三重の環境「工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」から抜粋

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12141014719.htm>